

公 示 書

北海道開発局旭川開発建設部旭川河川事務所が管理する河川区域、河川予定地及び砂防指定地において、災害時における河川、ダム及び砂防の災害応急復旧工事等に即時対応することを目的に、協定の締結に同意できる者の追加公募について、次のとおり公示する。

令和7年2月12日

北海道開発局旭川開発建設部

旭川河川事務所長 加納 浩生

1 対 象 者

旭川開発建設部旭川河川事務所管内において、災害時における河川、ダム及び砂防の災害応急復旧工事等（災害時緊急調査等業務を含む）に関する協定の締結に同意できる者。

2 対象河川、ダム及び砂防等

旭川河川事務所が管理する河川、ダム及び砂防（別図のとおり）並びに旭川河川事務所が土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法対策の推進に関する法律）に基づき調査を行う範囲。（③ブロックのみ追加公募するものです。）

3 応募の条件等

次に掲げる条件等を全て満たしている単体企業であること。

- （１）予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- （２）北海道開発局における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の申請を行い、受理されていること

ただし、協定締結時点（令和7年3月31日を予定）において、上記の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていなければならない。

工事区分「一般土木」に係る参加資格が「D等級以上」の者であること。

- （３）旭川河川事務所管内に建設業法に基づく本店又は支店、営業所等が所在すること。
- （４）過去10年間（平成26～令和5年度）における下記の要件を満たす施工実績を有すること。

国又は北海道が発注した河川工事（一般土木工事又は維持修繕工事又は天端保護工事）の施工実績を有すること。

- （５）災害応急工事等の履行が可能であること。

1級又は2級土木施工管理技士の技術者を有し、かつ緊急連絡体制を有すること。

- （６）協定締結後、工事請負契約を締結する際に補償ができる法定外労災補償制度に加入していること。

- (7) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 提出書類

(1) 協定参加希望申請書

(2) 添付書類

ア 本追加公募の参加希望者は、3 (2) に掲げる競争参加資格を有することを証明する書類。

イ 一般競争参加資格の証明に係る書類については、北海道開発局における令和7・8年度一般競争参加資格の申請を行い、受理されていることを証明できる書類とする

ウ 旭川河川事務所管内又は北海道内に営業所等の拠点を有する者であることを証明するに当たっては、登記簿の写し等で営業所等の所在を確認できる書類を添付すること（北海道開発局における令和7・8年度一般競争の参加資格の申請を行い、受理されていることが証明できる書類で所在を確認できる場合は、書類の添付は不要）。

エ 施工実績を証明する資料は、CORINS（CORINSの登録が無い場合は、契約書及び公示用設計書）及び工事成績評定通知書の写しとする。

施工実績または、履行実績の件数は1件でよい。

オ 災害応急復旧工事等の履行の確実性を確認するため、自社保有・協力会社・リース等を問わず、建設機械（バックホウ・ブルドーザ・ダンプトラック、スノーモビル）が災害応急業務時に調達が可能な理由及び建設機械の出動の拠点となる主な住所とその理由、1級及び2級土木施工管理技士の資格取得者の人数を別記様式4-1に記載するとともに緊急防災連絡体制表を添付すること。

カ 提出書類の作成に当たっては、別記様式によるものとする。

5 協定参加希望申請書の交付及び提出先等

(1) 提出先

079-8411 旭川市永山1条21丁目3-21

旭川開発建設部旭川河川事務所 総務課長

電話 0166-48-2131

FAX 0166-47-4977

(2) 協定参加希望申請書の交付期間、場所及び方法

交 付 期 間：令和7年2月12日（水）から令和7年2月26日（水）

まで上記期間のうち土曜・日曜・休日を除く、9時00分から
16時00分まで

交付場所及び方法：(1) 及びHPにて閲覧、交付

北海道開発局旭川開発建設部HP 「新着・更新情報一覧」

HPアドレス：<https://www.hkd.mlit.go.jp/as/news.html>

(3) 協定参加希望申請書の提出方法、提出期限及び提出先

提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）、又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（尊書便については送達記録のあるものに限る。）によること。

提出期限：令和7年2月26日（水）

提出時間：上記期間のうち土曜・日曜・休日を除く、9時00分から16時00分まで

提出期限の16時00分までに協定参加希望申請書が到着しなかった場合は受付けない。

提出先：（1）に同じ

(4) 公示書の内容についての質問の受付及び回答

ア 質問は、文書（様式自由。ただし、規格はA4版とする。）により行うものとし、持参又は郵送（書留郵便）に限る。）若しくはFAX（着信を確認すること。）いずれの方法でも受け付ける。また、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記するものとする。

質問の受付担当：（1）に同じ。

質問の受付期間：令和7年2月12日（水）から令和7年2月26日（水）まで
上記期間のうち土曜・日曜・休日を除く、9時00分から16時00分まで

イ 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日を含まない。）以内に質問者に対してFAXにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

閲覧場所：（1）に同じ。

閲覧期間：回答の翌日から協定参加希望申請書の提出期限の前日まで
上記期間のうち土曜・日曜・休日を除く、9時00分から16時00分まで

6 協定業者の決定方法

参加希望申請書類の内容を総合的に審査の上、協定業者の可否を決定する。

なお、協定業者の可否については、令和7年3月中旬に各社へ郵送により通知する。

7 協定締結会社の予定数

災害協定会社（予定）は、概ね次のとおりである。

今回は3ブロックのみの追加公募のため、協定会社の数は1社以上を予定している。

なお、協定業者の数は変更になることがある。

河川、ダム及び砂防の災害応急復旧工事等(災害時緊急調査業務を含む) (石狩川上流)

番号	ブロック名	河川名	左右岸	区 間		体制 (R6参考)	備 考
①	石狩川下流・オサラッベ川	石狩川	左岸・右岸	神納橋下流端 (KP136. 6付近)	～ 近文大橋下流端 (KP153. 2付近)	幹事会社1社を含む4社	
		オサラッベ川	左岸・右岸	石狩川への合流点	～ 直轄区間上流端 (KP12. 0付近)		
②	石狩川中流・牛朱別川・永山新川	石狩川	左岸	常磐築堤下流端 (KP154. 8付近) (忠別川への合流点)	～ 東永橋下流端 (KP167. 5付近)	幹事会社1社を含む5社	
			右岸	近文大橋下流端 (KP153. 2付近)	～ 同 上		
		牛朱別川	左岸・右岸	石狩川への合流点	～ 直轄区間上流端 (KP14. 0付近)		
		永山新川	左岸・右岸	石狩川への合流点	～ 牛朱別川からの分派点 (KP5. 6付近)		
③	石狩川上流・大雪ダム	石狩川	左岸・右岸	東永橋下流端 (KP167. 5付近) 直轄区間上流端 (KP202. 6付近)	～ 直轄区間上流端 (KP202. 6付近) ～ 大雪ダム管理区間下流端	幹事会社1社を含む3社	追加公募対象
		大雪ダム		大雪ダム管理区間			
④	忠別川・忠別ダム	忠別川	左岸	参宮築堤下流端 (KP2. 4付近) (美瑛川への合流点)	～ 忠別ダム減勢工下流 (KP30. 6付近)	幹事会社1社を含む3社	
			右岸	曙築堤下流端 (KP0. 8付近) (石狩川への合流点)	～ 同 上		
		忠別ダム		忠別ダム管理区間			
⑤	美瑛川・辺別川	美瑛川	左岸	近文大橋下流端 (KP153. 2付近)	～ 共有地築堤上流端 (KP16. 5付近)	幹事会社1社を含む6社	
			右岸	神楽築堤下流端 (KP0. 2付近) (忠別川への合流点)	～ 同 上		
			左岸・右岸	美瑛築堤下流端 (KP31. 1付近)	～ 直轄区間上流端 (KP45. 2付近)		
		辺別川	左岸・右岸	美瑛川への合流点	～ 直轄区間上流端 (KP9. 4付近)		
⑥	砂防	石狩川		石狩川上流砂防区域全域		幹事会社1社を含む5社	
		忠別川		忠別川上流砂防区域全域			
		美瑛川 (尻無沢川含む)		美瑛川上流砂防区域全域			
⑦	樋門管等	石狩川水系		旭川河川事務所管内全域		幹事会社1社を含む1社	
⑧	水質事故	石狩川水系		旭川河川事務所管内全域		幹事会社1社を含む3社	
⑨	航空測量	石狩川水系		旭川河川事務所管内全域		幹事会社1社を含む2社	
⑩	大規模・重要構造物調査解析等	石狩川水系		旭川河川事務所管内全域		幹事会社1社を含む1社	

[illegible]

番号	ブロック名	河川名	左右岸	区	間	体制(参考)	R7追加公募対象
①	石狩川下流・オサラッベ川	石狩川	左岸・右岸	神納橋下流端 (KP136.6付近)	～ 近文大橋下流端 (KP153.2付近)	幹事会社1社を含む4社	×
		オサラッベ川	左岸・右岸	石狩川への合流点	～ 直轄区間上流端 (KP12.0付近)		
②	石狩川中流・牛朱別川・永山新川	石狩川	左岸	常磐築堤下流端 (KP154.8付近) (忠別川への合流点)	～ 東永橋下流端 (KP167.5付近)	幹事会社1社を含む5社	×
			右岸	近文大橋下流端 (KP153.2付近)	～ 同上		
		牛朱別川	左岸・右岸	石狩川への合流点	～ 直轄区間上流端 (KP14.0付近)		
		永山新川	左岸・右岸	石狩川への合流点	～ 牛朱別川からの分派点 (KP5.6付近)		
③	石狩川上流・大雪ダム	石狩川	左岸・右岸	東永橋下流端 (KP167.5付近)	～ 直轄区間上流端 (KP202.6付近)	幹事会社1社を含む3社	○
		大雪ダム		大雪ダム管理区間			
④	忠別川・忠別ダム	忠別川	左岸	参宮築堤下流端 (KP2.4付近) (美瑛川への合流点)	～ 忠別ダム減勢工下流 (KP30.6付近)	幹事会社1社を含む3社	×
			右岸	曙築堤下流端 (KP0.8付近) (石狩川への合流点)	～ 同上		
		忠別ダム		忠別ダム管理区間			
⑤	美瑛川・辺別川	美瑛川	左岸	近文大橋下流端 (KP153.2付近)	～ 共有地築堤上流端 (KP16.5付近)	幹事会社1社を含む6社	×
			右岸	神楽築堤下流端 (KP0.2付近) (忠別川への合流点)	～ 同上		
			左岸・右岸	美瑛築堤下流端 (KP31.1付近)	～ 直轄区間上流端 (KP45.2付近)		
		辺別川	左岸・右岸	美瑛川への合流点	～ 直轄区間上流端 (KP9.4付近)		

[illegible][illegible]

河川、ダム及び砂防災害応急復旧業務（石狩川上流）

番号	ブロック名	河川名	左右岸	区 間		体制(参考)	R7追加公募 対象
①	石狩川下流・ オサラッペ川	石狩川	左岸・右岸	神納橋下流端 (KP136. 6付近)	～ 近文大橋下流端 (KP153. 2付近)	幹事会社1社 を含む4社	×
		オサラッペ川	左岸・右岸	石狩川への合流点	～ 直轄区間上流端 (KP12. 0付近)		
②	石狩川中流・ 牛朱別川・ 永山新川	石狩川	左岸	常磐築堤下流端 (KP154. 8付近) (忠別川への合流点)	～ 東永橋下流端 (KP167. 5付近)	幹事会社1社 を含む5社	×
			右岸	近文大橋下流端 (KP153. 2付近)	～ 同 上		
		牛朱別川	左岸・右岸	石狩川への合流点	～ 直轄区間上流端 (KP14. 0付近)		
		永山新川	左岸・右岸	石狩川への合流点	～ 牛朱別川からの分派点 (KP5. 6付近)		
③	石狩川上流・ 大雪ダム	石狩川	左岸・右岸	東永橋下流端 (KP167. 5付近) 直轄区間上流端 (KP202. 6付近)	～ 直轄区間上流端 (KP202. 6付近) ～ 大雪ダム管理区間下流端	幹事会社1社 を含む3社	○
		大雪ダム		大雪ダム管理区間			
④	忠別川・ 忠別ダム	忠別川	左岸	参宮築堤下流端 (KP2. 4付近) (美瑛川への合流点)	～ 忠別ダム減勢工下流 (KP30. 6付近)	幹事会社1社 を含む3社	×
			右岸	曙築堤下流端 (KP0. 8付近) (石狩川への合流点)	～ 同 上		
		忠別ダム		忠別ダム管理区間			
⑤	美瑛川・ 辺別川	美瑛川	左岸	近文大橋下流端 (KP153. 2付近)	～ 共有地築堤上流端 (KP16. 5付近)	幹事会社1社 を含む6社	×
			右岸	神楽築堤下流端 (KP0. 2付近) (忠別川への合流点)	～ 同 上		
		左岸・右岸	美瑛築堤下流端 (KP31. 1付近)	～ 直轄区間上流端 (KP45. 2付近)			
			辺別川	左岸・右岸	美瑛川への合流点		

